

社会福祉法人 田熊会

役員及び評議員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人田熊会（以下「当法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員並びに第三者委員をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (3) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与其他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、役員等が理事長の命を受けて法人業務のために出張する場合の交通費、旅費（宿泊費含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区別されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款9条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 常勤理事で、職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会及び評議員会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合においては、非常勤理事に準じて報酬等を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間220万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間30万円以内とする。
- 3 この法人の常勤役員等の報酬は、別表1「常勤役員等の報酬」に定める額とする。

- 4 非常勤役員等に対する報酬は、別表2「非常勤役員等の報酬」に定める額とする。
- 5 報酬等は、評議員会の決議によって定めるものとする。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員及び評議員等には、出張に要する旅費(交通費、宿泊費)を、一般職員出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤役員の報酬等(旅費を除く)は、当法人の職員給与規程に準ずる。

- 2 非常勤役員及び評議員等の報酬等並びに旅費は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

別表 1（常勤役員等の報酬）

役 職 名	報 酬 額
理事長	月額150,000円

1. 表中記載の理事長月額報酬は、週5日勤務の場合における報酬額とし、勤務実態に応じて支給する。

別表 2（非常勤役員等の報酬）

(1) 理事

役 職 名	報 酬 額
理事会等会議への出席	8,150円
上記の他、法人業務による出勤	8,150円

(2) 監事

役 職 名	報 酬 額
理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会等への出席	8,150円
監事監査等への出席	8,150円

(3) 評議員、評議員選任・解任委員

役 職 名	報 酬 額
評議員会等への出席	8,150円

(4) 第三者委員

役 職 名	報 酬 額
会議等への出席	5,340円

1. 表中記載の報酬額は、1日の報酬額とする。
 2. 表中記載の報酬額は、源泉所得税控除前の額とする。